

なぜ市が必要としない白地(国有地)を購入するのか！

…12月議会一般会計補正予算…

- ・何のため？誰のため？
 - ・何で今なの？今さら…
 - ・市税のムダづかいではないのか！
 - ・なぜ議会は承認したのか！
- 《市民の声》

・樋島下桶川地区土地(国有地)購入費 180 万円 ・地籍測量図作成委託料 44 万 3 千円

なぜ、こんなことになったのか？

この始まりはクラゲ加工場問題……

龍ヶ岳町樋島下桶川地区に建設された『クラゲ加工場』は、平成25年7月から操業されましたが、操業当初から悪臭や汚水問題で住民から苦情が出ていました。

初回は、平成25年9月議会で質問

地区住民から議会へ『請願書』が提出され、市や県保健所が調査に乗り出しました。しかし、その過程で建物が市有地や国有地に占拠して建てられた建築違反がわかったのです。議会では悪臭・汚水問題と共に不法占拠問題も取り上げました。

市は『所有者が占拠を認めたため、内容配達証明郵便』で建物撤去を要請した。通知後、2ヶ月以内に撤去しない場合は、法的な措置も含めて対応する。』と答弁しています。

2回目は、平成27年3月議会で質問

加工場が完全撤去されたと思っていたところに地区住民から基礎と水槽部分は残ったままになっている(写真)との声が寄せられ、現地を調査したところそのまま残っていました。そこで、再び議会で取り上げました。

市は『再三お願いしているが、今のところ撤去の意志は無いということでした』と答弁し、違法占拠状態に何ら手を打つこともしていませんでした。法的措置も考えているとの答弁はうそだったのです。



その後の市担当とのやり取りでわかったことは、この基礎と水槽の所有者は土地の持ち主が撤去しなくても良いといったので、譲った。』と答えたということです。つまり、撤去しなければならぬ責任は、土地の所有者であるK市議に移ったのです。市はK市議にも撤去の要請をしていますが、撤去する』との約束を得ていたにもかかわらず、未だに撤去されていないのです。

違法占拠状態を解決するために
考え出した苦肉の策
?!

市は補正の理由を『地域住民から公衆用道路を市道に認定して欲しいとの要望が出ている。国有地(白地)を購入し、市有地と共にK市議名義の公衆用道路部分と交換するための補正である』と説明。しかし、市道認定のためなら、何も市が必要の無い白地を購入しなくても、公衆用道路部分だけを購入すればよいことです。すでに20年以上公衆用道路として、地域住民が使用しているものであり、今さら認定しなくても時効取得できるではないのか。

市の責任は重大……
まずは違法建築物の
撤去が先ではないのか！

約2年もの間、撤去させることが出来なかった市の責任は重大です。その解決策として、今回の補正予算措置となったとしか考えられません。これでは、市民は到底納得できるものではありません。

まずは、『基礎と水槽』の違法占拠部分の撤去が先です。



(市が議会へ示した資料)

 <p>宮下しょう子の ひまわり新聞</p>		<p>2016年1月 ～号外～</p>
<p>日本共産党上天草市委員会 上天草市大矢野町中 4435-9 Tel0964-57-0408</p>		<p>宮下しょう子自宅 上天草市姫戸町姫浦 2381 Tel・Fax0969-58-2901 携帯 090-5283-3100</p>

修正動議提出するも否決され原案可決！ 傍聴席からは怒りの声

賛成 3
反対 11
棄権 1

※現在定数16
(議長は採決に
加わらず)

議員発議 提出者 宮下、北垣)で、
予算減額の修正動議を提出しました
が、否決され原案通り可決しました。
提案理由の主な内容は下記の通り。

採決にあたり、修正動議に対しての
賛成討論 島田議員)があつたのみで、
反対・賛成の討論が他に誰一人無かつ
たのはなぜでしょうか。誰も何も言わ
ず、イヤ何も言えず・・・
なぜ賛成するのか、なぜ反対するのか
を明確に示し、採決に望むべきではな
かったのでしょうか！

この状況に対し、傍聴席から怒りの
声が挙がりました。当然のことです！

修正動議に対する 島田議員の賛成討論

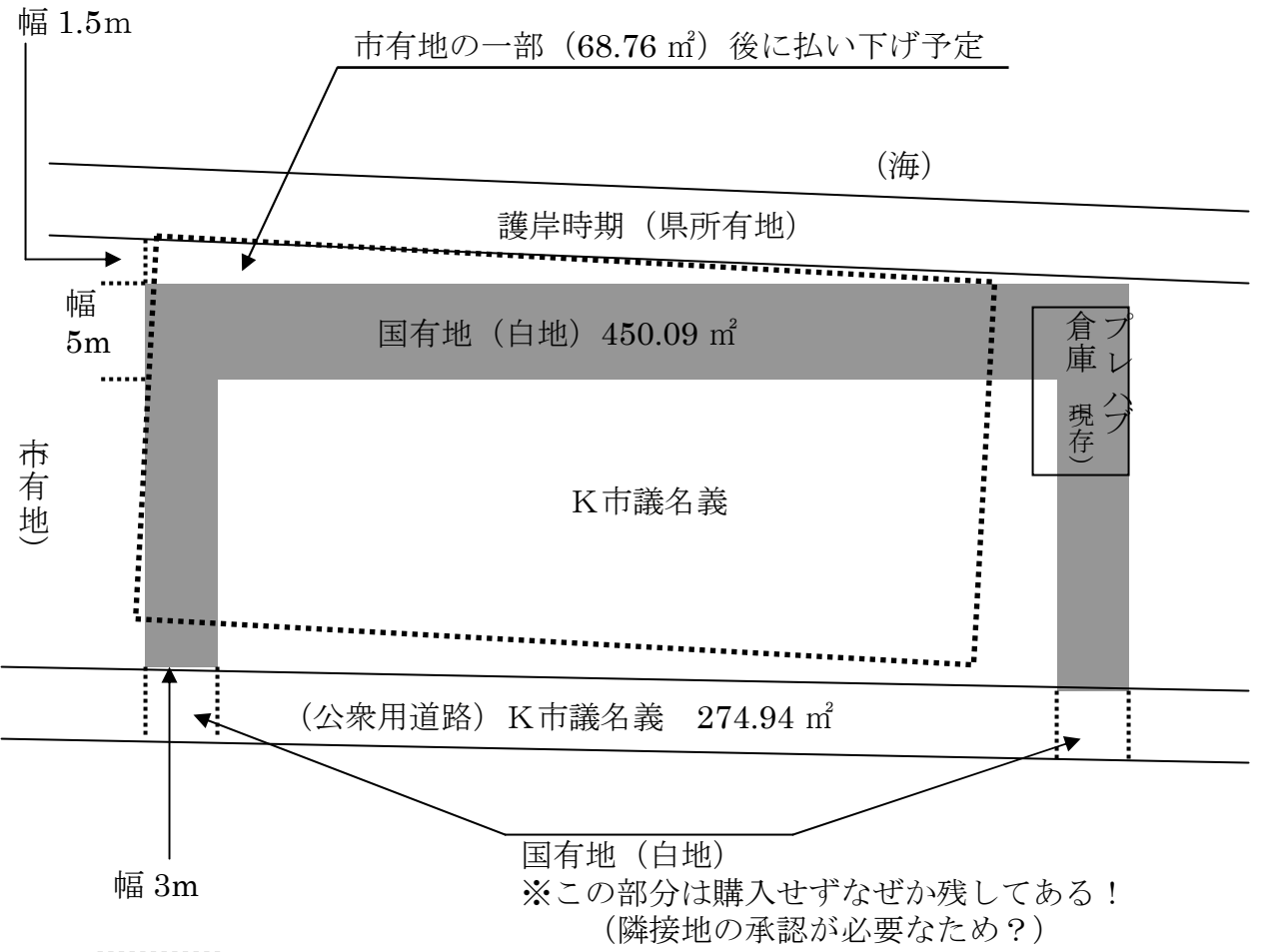
道路は30年前から住民に利用さ
れており、20年前に分筆され公衆用
道路になった。固定資産税は課税され
ていない。民法では時効取得が出来る
はずだ。

一部の職員が土地を交換する約束
があつたと言っているが、証拠となる書
類は無い。元の人に確認する必要がある
のではないか。購入予定の白地部
分の面積が約2倍ある。雑種地ではな
い。宅地扱いとすべきではないか。
未登記の公衆用道路は、根抵当が入っ
ているが、取得できるのか。リスクが多
い。慎重にすべきだ。

政治倫理条例に反しないか！

K市議は公職にある身です。政治倫理
条例では、市民全体の代表者としてその
品位と名誉を損なうような一切の行為を
慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれ
るおそれのある行為をしないこととあり
ます。

クラゲ加工場建設用地の一部が自分
の所有地ではないと知っていながら、建
設を許可したこと。さらに撤去の約束を
守らなかったこと。
その行為を正当化するための、今回の
予算措置ではなかったのか？



※ は、クラゲ加工場跡 (約 60m×17m) 未だに基礎と水槽が残っている
部分の国有地 (450.09 m²) を 180 万円で購入し、K市議名義の
公衆用道路部分 (274.94 m²) と交換すると説明。

(提案理由)
この場所は、クラゲ加工場が、市有地と県が管理する白地部分ま
で占拠して建てられ、建築違反があつたため撤去することになった
場所である。本来ならすでに撤去されていてしかるべきものでは
ない。しかし、基礎と水槽部分が残され、その部分については、その
所有者である A 氏が撤去する旨の約束をしていたにもかかわらず、
未だに撤去されていない。まずは、約束どおりに撤去させることを
優先すべきである。

購入理由に「公衆用道路として使用している A 氏所有の土地を市
道として認定するため、白地を市が購入し交換するもの」と説明が
あつたが、市道認定のためなら、直接 A 氏所有の「公衆用道路」の
部分を購入すればよいことで、市が必要としない白地部分を購入す
る必要はないと考える。

交換するとなつている白地部分面積 450.09 m²と市有地部分面積
68.76 m²と A 氏名義の公衆用道路部分面積 274.94 m²では倍近くの
開きがあり、面積があまりにも違いすぎている。同等交換となり得
るのか疑問である。

市に必要な無い白地部分をわざわざ購入することは、到底市民に
理解を得られるものではない。
以上の理由からこの補正予算に関しては、一部を削除すべきと考え
別紙のとおり修正案を提案するものである。